

# 平成26年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

平成27年3月19日

平成27年3月19日(木)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 香取市農業委員会の選挙による委員の定数等の見直しについて  
日程第2 議案第2号 香取市農地台帳点検等実施規程の制定について  
日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見  
について  
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第8 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて  
日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第10 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知につ  
いて  
日程第11 報告第4号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について  
日程第12 報告第5号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について

1. 出席委員は41名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子

25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晁	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	36番	本宮敏雄
37番	宮負厚美	38番	菱木重雄
39番	小倉新一	40番	多田晃一
41番	大須賀常政	42番	三橋和男
43番	小林一男		

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

13番	高城博	18番	高木甚一
-----	-----	-----	------

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本栄男	管理班長	椎名正志
農地班長	高橋重正	主査	伊能弘
主査	伊藤健	主任主事	小川敦弘

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、41名です。

欠席委員は、13番 高城 博委員、18番 高木甚一委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成26年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、14番 埴 武久委員、32番 栗林利男委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 これより、議題に入ります。

日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 香取市農業委員会の選挙による委員の定数等の見直しについて。

下記のとおり香取市農業委員会の選挙による委員の定数等の見直しについて審議を求める。

平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 議案の概要について、説明させていただきます。

本件につきましては、2月の総会におきましても申し上げましたが、香取市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例により、農業委員の定数を定める際の指標となります。選挙人名簿の登載申請のあった世帯数が平成27年は5,646となっておりまして、基準農家数6,000世帯を下回る結果となりました。このことから、農業委員会総会での議決を得るべく上程したものであります。

議案を朗読することで内容説明とさせていただきます。

平成27年9月に予定される農業委員選挙に際しては次のとおりとする。

- (1) 選挙による委員の定数35人を30人とする。
- (2) 選挙区については現行の10選挙区とし、各選挙区の委員定数については以下のとおりとする。

第1選挙区	3人	(現在の定数	3人)
第2選挙区	2人	(現在の定数	3人)
第3選挙区	2人	(現在の定数	2人)
第4選挙区	2人	(現在の定数	3人)
第5選挙区	2人	(現在の定数	2人)
第6選挙区	3人	(現在の定数	4人)
第7選挙区	3人	(現在の定数	4人)
第8選挙区	4人	(現在の定数	4人)
第9選挙区	6人	(現在の定数	7人)
第10選挙区	3人	(現在の定数	3人)

なお、本件可決後の今後の展開であります。本案にそった形での関係条例の改正につきまして、市長へ書面をもって要請をいたします。

このあと6月の定例市議会におきまして関係条例を上程しまして議会での議決をへて正式決定となります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 香取市農地台帳点検等実施規程の制定について。下記のとおり農地法の改正に伴う香取市農地台帳点検等実施規程の制定について審議を求める。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 議案の概要説明をしたいと思います。

本件につきましては、農地法の改正によりまして農業委員会は農地台帳を整備し地図とともに電子化し公表することが定められたことにより、本規程の制定を求められていることから農業委員会総会での議決を得べく上程したものであります。

総会資料の2ページから4ページに記してある内容を要約して説明しますと、農地法52条の3に基づき平成27年4月1日よりインターネットによる公表と、農業委員会による窓口公表を実施することになるものです。

インターネットや農業委員会事務局の窓口で農地の地番、地目、面積、また農地を所有している方の貸し借りや譲渡といった意向情報を知ることができるように義務付けたものです。公表にあたりまして、農地の情報を知りたい方が窓口に来られた場合の請求書が参考様式資料5ページの農地台帳閲覧、あるいは記録事項要約書交付になります。その上で閲覧のみの方は資料の6ページの、閲覧用農地台帳になります。これには所有者の氏名が記載されていますが閲覧のみでお渡しすることは有りません。資料7ページは農地台帳記録事項要約書というものでして、これは請求がありましたらお渡しできるものです。こちらには所有者の住

所、氏名等は一切記載されておりません。この規程の内容そのものにつきましては全国農業会議所が示しました標準規程でありまして、全国的な統一様式にのっとりしております。香取市としましては、これまで平成22年7月に農業委員会総会で制定しました規程により運用しておりましたが、これまでの規程を廃止としまして、このたび上程した規程に則りまして業務の方を遂行したいと思っております。

議 長 これより、質疑に入ります。

飯森委員さん。

27番飯森委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、別記2の閲覧用紙ですけども、ここに個人情報で氏名が入っておりますけれども、これは閲覧のときにはその氏名を出すというのでしょうか。

事務局 閲覧のときには氏名は出します。氏名のみを出します。

27番飯森委員 先ほどのお話ですと、統一様式だということでしたけれども、これは特にそういう所有者についてのマスキングはしないということで、そういうような全国農業会議所の会議を踏んで、そういう様式になっているのでしょうか。

事務局 ネットで公表できるもの、ネットでは公表できないもの、窓口においては公表できるもの、それぞれ分けてこちら農業会議所の方で示された様式で規定にのっとり作成しているわけでありまして。

農地法第52条で情報の提供を示しなさいということが記されております。

議 長 よろしいでしょうか。

27番飯森委員 すいません、申し分けないですが香取市の個人情報の関する制定がされていると思うんですけども、その中でこういう取扱はどういうふうになっているのかという事と。個人のその氏名が出されるということに関して問題はないのかどうか、その辺、今のお話ですと、農地法でそういうふうに制定されているということでしたけれども、その辺の正論性はどうかかなということで、ちょっと異議をおぼえたものですから質問させていただきました。

議 長 この公表のその開示の仕方を委員の皆さま方にご指示していただくということをお願いをしている処なんですけれども。

農地を借りたいよという人がいた場合に、その借りたい農地の情報がどうなっているのか、インターネットで簡単に調べられます。

議 長 事務局からご説明いたします。

事務局 基本的には法改正の中で農業委員会農地台帳を整備しなさいと、その整備したものの中から公表しなさいというように義務付けされました。それが26年度に関しては努力目標であったんですが、27年4月1日からは法律で決まったことに関して開示しなさいという形になりまして、それにそって香取市もやるという形になっておるんですが、今言っていましたようにインターネット等に関しましては所有者のお名前ですとか、耕作者の名前、そういったものには開示をいたしません。ただ、窓口に来ていただいた場合には今管理班長からもありましたように閲覧の中にはお名前は出てまいります。ただし、住所は記載してございません。名称だけです。基本的に個人情報保護は個人を特定するという意味で氏名と住所の両方そろって個人情報かなという部分があるんですが、とりあえずこの件に関しましては農地法の規定の中で開示しなさいという義務です。農地中間管理機構にはもうちょっと開示はするんですが、それ以外に今言っていましたように窓口に来れば誰でも農地の所在、地番、地目面積、権利の所有、今誰がつくっているのか、誰が持っているのかという情報は開示をいたします。この辺につきましては、基本的に今でもありますように法務局に行けば、すべて開示している内容でございますので、これが特段機密の漏えいになるということではないとは思いますが、

法務局にはない、賃借権があるのかないのかという話、それから耕作者の名前も出てくるという部分では、一步こちらの方が踏み込んでいるかとは思いますが。

よろしいでしょうか。

議長 そのほか、ご質問ありましたら、お願いをいたします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は贈与を受けるためによる所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人は小作地を取得するためによる所有権移転であります。

整理番号3番、譲受人は農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号4番、期間満了10年間の終了しましたので、譲受人は親より使用貸借権再設定を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号6番、期間満了10年間終了により、譲受人は親より使用貸借権再設定を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号8番、譲受人は贈与を受けるためによる所有権移転を受けるものであります。

以上であります。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 去る、3月12日木曜日、午後1時30分より市役所3階301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は8件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

議案第3号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続により取得した申請地を隣接農地の耕作者である譲受人に贈与するものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、2番ついて、7番 石橋委員。

7番石橋委員 2番について、ご説明いたします。

これは、譲渡人が既に譲受人の方へかなり前から田んぼの耕作を依頼しておりまして、それで今回、昨年の〇〇なんですけれども、賃貸借契約が終了したために、お互いに譲渡人がもう既に〇〇〇〇なために出来ないということで、協議をしまして、それで譲受人から、買受ますよというところという話で決まったものでございます。

田んぼの方も譲受人の方で良好な維持管理が行われること、また取得要件を満たしていることから許可が妥当と思われるので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、3番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

物件につきましては、〇〇〇〇線、〇〇に上がる所の〇〇〇が右にありまして、道路を進行方向へ左側に当たる所にあります物件です。

この申請は、譲渡人が高齢のため耕作ができないため知人の譲受人が申請地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、4番について、18番 高木委員であります。本日欠席により事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、5番について、35番 椿委員。

35番椿委員 それでは、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を

満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番、7番の2件について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 整理番号6番について、調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがいまして、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近くに通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、39番 小倉委員。

39番小倉委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

〇〇〇〇の〇〇より〇キロほど山あいの所にあります。

それでは、説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であります。農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三橋委員。

42番三橋委員 整理番号3番について、ちょっとお伺いします。

経営規模拡大ということで、譲受人の住所が〇〇〇〇ですので、物件の所在地からすると実際に耕作できるのでしょうか。

議 長 宮増委員さん、どうですか。

9番宮増委員 譲受人は〇〇〇でも〇〇〇ちょっと欠ける農業を営んでおります。〇〇〇〇線

から〇〇〇を右折して左側を〇〇〇〇といいましょうかね、そういうような所の物件だと思  
いますけれども、知人ということで譲渡人がいらっしゃいますけれども、譲渡人から譲受人  
が、知人ということで買ってもらいたいということで譲り受けたと思うんですが、その耕  
作については本人たちもやる予定でおると思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 三橋委員、何かありますでしょうか。

4 2 番三橋委員 結構です。

議 長 そのほか、ご質問ありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する  
意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出  
があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年3月19日提出、香  
取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

転用を伴う賃借権設定とのことであります。この案件は、砂利採取用地として期間満了に  
よる一時転用の更新であります。

計画変更申請に関する要件は満たしておりますので、申請は妥当と思います。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第4号の事前審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の規定による計画変更申請は1件であります。

議案第4号については、農地法第5条の許可の規定による計画変更申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、32番 栗林委員。

32番栗林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、平成20年から継続している山砂採取事業で事業継続に伴う期間延長です。

周辺農地への被害は、今見受けられないですが、以前田んぼの陥没等の被害があった経緯がありますので、周辺の農地への被害が及ばぬよう万全の注意をはらうよう意見を附していただくよう希望いたします。

各書類、各計画とも適正であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で宅地拡張用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

整理番号5番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号6番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号7番、転用を伴う使用貸借権設定で駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で車庫用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 議案第5号の事前審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

このうち、整理番号8番については、現地調査を行いました。

現地調査を行った結果、この案件につきましては、場所・目的および実効性等問題はないとの意見でありました。

また、ほか7件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇方面より〇〇〇〇線を〇〇方面へ下りますと〇〇地先にあります〇〇〇〇がございます。その〇〇〇〇より北西に約〇メートル位の所に位置しております。

近隣には〇〇〇〇がございます。

譲受人はアパートで生活しているが、子供の成長に伴い手狭なため住宅を建築するとのことでございます。

用水は水道、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流し、雨水は浸透枳を使用し宅地内処理でオーバーフロー分を道路側溝へ放流するとのことでございます。

また、〇〇〇耕地整理組合の同意書も添付しており、周辺農地所有者からの同意も得てあり資金計画・造成計画についても適切でございます。この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えられます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長 次に、2番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇線〇〇〇〇手前、〇〇〇〇前信号より〇〇方面へ〇キロ位向かった近くには〇〇〇〇がございます。その先〇メートル位先の右側です。

譲受人は隣接地に居住しており、現在の進入路および自宅敷地が手狭なため申請地を宅地

拡張用地とするとのことでした。

雨水は敷地内浸透で、周辺農地所有者からの同意も得られ資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、3番、4番の2件について、6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 整理番号3について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇地区〇〇〇〇前の〇〇を〇〇〇〇の所で南へ曲がって〇メートルほど行った左奥になります。

譲受人は、嫁の実家に住んでおり子供の成長に伴い手狭なため、申請地へ住宅を建築するものです。

用水は井戸、汚水・雑排水・雨水は合併浄化槽で処理後、蒸発散装置にて宅地内処理とのことでした。

周辺農地所有者からの同意も得られ資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号4について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、整理番号3のうちの隣接地になります。

譲受人は実家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため申請地へ住宅を建築するものです。

用水は井戸、汚水・雑排水・雨水は合併浄化槽で処理後、蒸発散装置にて宅地内処理とのことでした。

周辺農地所有者からの同意も得られ資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、5番について、13番 高城委員であります。本日欠席により、事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 意見書の代読をさせていただきます。

整理番号5について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇から〇〇方面へ向かい、〇〇地先にある〇〇〇〇を左折し、その先にある〇〇地区〇〇を左折し、〇メートルほど行った場所にあります。

譲受人は〇〇〇を主に営んでおり、安定した収入が得られるため申請地を太陽光発電用地とするとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地の場所なんですけれど、〇〇〇〇線〇〇〇〇方面へ向かって行くと〇〇〇〇の所の信号を右折しまして、〇〇の前を歩いて行き〇キロ位行くと〇〇の集落があります。その集落の中心にある所です。

申請者は現在実家にて生活しており、結婚することになり、実家では手狭なため住宅を建築するとのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後実家の排水管へ接続とのことで、東総用土地改良区の排水同意も添付しており、雨水も浸透枮を使用し実家の排水管へ接続とのことです。

周辺農地は譲渡人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、7番、8番の2件について、31番 高木委員。

31番高木委員 それでは、まず7番からご説明申し上げたいと思います。

〇〇線の〇〇〇〇線沿い手前に〇〇地区に〇〇〇〇がございまして、その〇〇〇〇の道路を挟んで南側、いわゆる〇〇〇〇側に位置しております。

譲受人は隣接地にアパートを建築する計画があり、その場所には駐車スペースがないので、申請地を駐車場とするとのことです。

雨水は浸透枮を使用し宅地内処理でオーバーフロー分を道路側溝へ放流するとのことです。

周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、8番でございますが〇〇〇〇から〇〇〇〇方向に向かう道路がありまして、〇から〇メートル位の道路沿いに位置しております。

申請地のその北側に住んでおりまして、そこは敷地も狭く自宅前の道路も狭いために申請地を車庫用地、駐車場とするとのことでした。

雨水は敷地内処理で、周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

7番、8番、よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求め。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明いたします。

平成26年度第12次農用地利用集積計画、1番から226番までの設定であります。

賃借権の設定、新規 110 件、465,169 m<sup>2</sup>、このうち田は 444,777 m<sup>2</sup>、畑は 20,392 m<sup>2</sup>であります。

賃借権の再設定 85 件、396,191 m<sup>2</sup>、このうち田は 347,190 m<sup>2</sup>、畑は 49,001 m<sup>2</sup>であります。

所有権移転 9 件 22,599 m<sup>2</sup>、田 4,645 m<sup>2</sup>、畑 17,954 m<sup>2</sup>であります。

使用貸借権設定、新規 22 件、104,371 m<sup>2</sup>、これは全部田であります。

使用貸借権の設定再設定、1 件、2,361 m<sup>2</sup>、これは全部畑であります。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 議案第 6 号については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る議案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

議案第 6 号 112 番、114 番、159 番の 3 件について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 6 号 112 番、114 番、159 番の 3 件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 6 号 112 番、114 番、159 番の 3 件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第 6 号 130 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 130番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第6号 130番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可いたします。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の4件を除く222件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番 内山委員。

3番内山委員 先ほど、○○○○さんの案件ですけれども、159番代表の理事の名前が○○○○さん、112番114番の理事の名前は○○○○さんと、ちょっと違っているような。

12番宮崎委員 代表理事の名前が159番○○○○になっているんですけども、一応今現在主は、○○○○代表理事なんですけれども、話を伺って詳しくは聞いてみないとわかりません。

事務局 そうしましたら、再度農政課の方に確認いたします。

よろしいでしょうか。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問ありましたら、お願いをいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の4件を除く222件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の4件を除く222件は、原案のとおり決定

いたします。

---

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明いたします。

使用貸借権の設定、新規2件、104,371㎡、これは全部田であります。

これは、農地中間管理事業、法第18条第4項の下記要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認いたします。

---

◎日程第8 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書について、取下げがあったので報告する。

平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、1件であります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等による通知があったので報告する。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、8件であります。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、30件であります。

報告第4号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第5号 香取市農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条の規定による同計画に関する軽微な変更について、香取市長より通知があったので報告する。平成27年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、3件であります。

以上でございます。よろしく、お願いいたします。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時03分